明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（**総務**三八）　一
〔告　示〕
○金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件の一部を改正する件（**金融庁**三三）　六
○教育振興基本計画を策定した件（**文部科学**一五二）　九
○環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針を変更した件（**文部科学・環境**一）　五
○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件（**厚生労働**二五一）　六
○動力車操縦者養成所に関する告示の一部を改正する件（**国土交通**七八三）　七
〔公　告〕
裁判所
破産、免責、再生関係
諸事項　六
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、料金の額及び徴収期間の変更（中日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社）、日本弁護士連合会懲戒の処分・裁決取消訴訟の判決確定関係　二四
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　二七
会社その他
会社決算公告　二八

省令

○総務省令第三十八号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）を実施するため、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月二十八日

総務大臣　野田　聖子